

板野町災害時要援護者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板野町災害時要援護者支援プラン全体計画に基づき、災害時要援護者の避難支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、災害時において自ら安全な場所に避難するなど、適切な避難行動をとることが困難な者で、他の支援を必要とする次の掲げるもの（施設に入所している者及び家族の協力、支援により避難できる者を除く。）をいう。

- (1) 満65歳以上の者（以下「高齢者」という。）でひとり暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する障害の級別が1級又は2級に該当する者
- (4) 徳島県療育手帳交付要綱（昭和60年4月1日制定）第4条第2項第2号に規定する障害の程度が「A」に該当する者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級に該当する者
- (6) 乳幼児・妊産婦
- (7) 外国人（日本語によるコミュニケーションが十分でない者及び地域の地理に不案内である者に限る）
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

2 この要綱において、「災害」とは、土砂災害、台風、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生ずる被害をいう。

3 この要綱において「地域支援者」とは、要援護者に対する普段からの見守り及び、災害時等において可能な限りの情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、要援護者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

(要援護者の基礎情報の把握)

第3条 要援護者の対象となる者の基礎となる情報の把握は、次に掲げる方法により把握するものとする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などの高齢者の情報は、住民基本台帳の活用により把握する。
- (2) 要介護者の情報は、要介護認定情報により把握する。
- (3) 障害者の情報は、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報により把握する。
- (4) 乳幼児・妊産婦の情報は、母子手帳台帳等により把握する。

2 前項に規定するもののほか、町の関係部署、消防署、自主防災組織、地区担当民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域支援者（以下「関係機関等」という。）が見守り活動等を行った際に要援護者の情報の収集することにより把握する。

（登録）

第4条 要援護者の登録は、次に掲げる方式により行うものとする。

(1) 手上げ方式 災害時に支援を希望する要援護者本人が、板野町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式1号。以下「申請書兼登録台帳」という。）を自ら又は代理人を通じて町長に提出し登録する方法。この場合において、申請書の提出に際しては、あらかじめ地域支援者を定め、その者の同意を得るものとする。

(2) 同意方式 自主防災組織、地区担当民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域支援者（以下「支援者等」という。）の働きや協力を得て、本人の同意のもとに申請書を町長に提出し、登録する方法。この場合において、本人が登録について同意の判断をすることができないときは、成年後見人又は家庭裁判所により認められた保佐人、補助人若しくは四親等以内の家族の同意の下に登録するものとする。

(3) 関係機関等共有方式 前2号に掲げるもののほか、前条の規定により把握した要援護者の基礎情報に登載されるもので、町長が支援の必要があると認めるものについて、関係機関等において情報を共有するため、災害時要援護者として登録するものとする。

2 町長は、要援護者を登録するにあたっては、記載された地域支援者に前項に規定する同意について確認を行うものとする。

3 町長は、申請書兼登録台帳に要援護者が希望する地域支援者の記載がない場合は、支援者等に当該要援護者の情報を提供し支援に同意する地域支援者の選定を依頼するものとする。

4 前3項の規定により収集した要援護者に係る申請書兼登録台帳は、これを登録台帳とする。

（登録台帳の保管）

第5条 登録台帳の原本は町長が保管し、副本は要援護者のほか、前条第1項第1号及び第2号で要援護者が情報提供に同意のある当該要援護者の登録台帳に記載された支援者等がそれぞれ保管するものとする。

2 前条第1項第3号で登録した台帳については、情報を提供しない。ただし、板野町個人情報保護条例第8条の規程に基づき、関係部局での共有を努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、支援者等に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、災害が発生したとき、又は発生する恐れがある場合に、板野町災害時要援護者登録台帳（様式第2号）により情報を提供できるものとする。

（登録台帳の変更）

第6条 要援護者または支援者等は、登録台帳の記載事項に変更が生じたときは、板野町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳変更届（様式第3号）を町長に届出するものとする。

2 町長は、前項の報告により登録台帳の記載事項に変更が生じたことを知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び支援者等に連絡するもの

とする。

(登録の取消し)

第7条 町長は、前条第1項の規定による届出により災害時要援護者が第2条第1項各号のいずれにも該当しないものになったと認めるときは、当該災害時要援護者の登録を取り消すものとする。

(支援者等による支援)

第8条 支援者等は、要援護者に対し、登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(個人情報保護)

第9条 支援者等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

2 支援者等は、登録台帳に記載された個人情報(以下「登録情報」という。)及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてならない。支援をする役割を離れた後も、同様とする。

3 支援者等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が当該支援者等以外の者に知れないよう適切に管理しなければならない。

4 支援者等は、登録台帳を紛失したときは、速やかに、町長に報告しなければならない。

5 町長は、支援者等に対し、登録情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

6 町長は、支援者等が登録情報を適正に管理できないと判断した場合は、登録台帳を返還させることができる。

(誓約書の提出)

第10条 支援者等(町の関係部署、消防署及び民生委員児童委員を除く。)が、情報提供及び情報収集をする場合にあっては、個人情報取扱いに関する誓約書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(災害時要援護者避難支援プランの整備)

第11条 町長は、登録された災害時要援護者台帳をもとに整備ものとする。

(制度の周知)

第12条 町長は、広報誌等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 支援者等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この制度の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

この要綱は、告示の日から施行する。